

令和6年度第1回川崎市予防接種運営委員会審議録

日時 令和6年7月29日(月)

午後1時30分から午後3時30分

場所 川崎市医師会館3階ホール

1 開 会

事務局

令和6年第一回川崎市予防接種運営委員会開催をさせていただきます。

会議を始める前に本日のお配りする資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料の御用意をお願いいたします。

まず、1枚目に本日の次第がございます。続きまして、席次表、名簿を御用意しております。次に、川崎市予防接種委員会の条例を御用意しております。続いて、ホッチキスで止めてある資料、これが資料の1から10までを綴っております。

なお、挟んでおります資料については16ページ目の差し替えの資料です。そちらの方も御確認をお願いいたします。続いて最新の情報提供がございます。また、インフルエンザの支払い対象外関係の資料、こちら委員からの提供資料が1枚ございます。委員からの発議資料といたしまして、支払い対象外市民非該当まとめの綴りの資料がございます。

以上の資料でございますが、お手元の資料に不備不足などございましたらお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今回、委員の変更もございましたので紹介をさせていただきます。

まず、川崎市健康安全研究所参与の岡部委員でございます。これまでオブザーバーとして御参加いただいておりますが、今回から委員として御参加いただくということになります。これまで委員でございました保健医療政策部の林担当部長は、事務局として引き続き本委員会に参加させていただきます。続きまして。子ども未来局児童家庭支援虐待対策室長、北川委員でございます。続きまして出席状況でございます。

本日は宮島委員、生駒委員、楢林委員、小澤委員から欠席の御連絡をいただいているところでございます。

出席委員数18人中14人という形になりますので、本委員会条例第7条第2項により過半数を満たしておりますので、本委員会は成立をしていることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に本委員会の公開についてでございます。

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1項に基づきまして、議事の(1)のウ、議事の(2)、議事(3)、議事(4)につきましては、個人

情報に関する情報が含まれているため、非公開とさせていただきたいと思
います。

また、今回委員発議の議題につきましても個人情報が含まれておりますので、
非公開とさせていただきまして、それ以外については公開とさせていただき
たいと思いますがよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

事務局 それでは御異議ないようですので、提案のとおりとさせていただきます。
ではこの時点で傍聴希望する方がいらっしゃいましたら入場いただきたく
ださい。

事務局 傍聴者の申出はございません。

2 委員長挨拶

事務局 それでは岡野委員長から御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願
いいたします。

委員長 (省略)

事務局 岡野委員長ありがとうございました。

3 健康福祉局保健医療政策部担当部長挨拶

事務局 続きまして行政を代表いたしまして、保健医療政策部の林担当部長から御
挨拶申し上げます。

担当部長 (省略)

林担当部長ありがとうございました。

4 副委員長の選出

事務局 続きまして、副委員長の選出についてでございます。

保健医療政策部林担当部長が副委員長でございましたので、今回は委員の変
更に伴う選出となります。

立候補または御推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

委員の皆様から特にお声がないようであれば、事務局といたしまして、副委員

長に川崎市医師会副会長関口委員を御提案させていただきます。
事務局案について御承認いただけますでしょうか。

委員 (異議なし)

事務局 御承認いただきありがとうございます。それではここからの進行につきましては岡野委員長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

5 議 事

(冒頭 委員発議) 非公開

議事(1)「令和5年(2023年)度予防接種事業報告について」

ア 定期予防接種実施報告(定期、臨時)

委員長 では次第に従いまして通常の議題に入らせていただきます。
議題(1) 令和5年2023年予防接種実施報告について、定期予防接種と臨時接種分を、事務局からよろしくお願いたします。

事務局 はい、それでは資料の表紙を1枚おめくりいただき、資料1によりまして「令和5年度予防接種実施報告」について説明いたします。

なお、資料1の参考資料として、2ページ目には令和4年度の年報を載せております。さらに資料をめくりまして、3ページから15ページに各予防接種の実施報告資料を作成しております。また、16ページについては、冒頭に説明させていただいたとおり、1枚別にお配りしたものに差し替えをお願いたします。

それでは1ページにお戻りください。時間の都合により特筆すべき部分以外は説明を省略させていただきます。説明するワクチンについては、表中左端の「種類」に記載している番号を併せて申し上げますので、対応する欄を御確認ください。説明にあたりましては、主に表中の太線で囲んだ「令和5年合計」、「令和5年接種率」の数値を参照し、傾向について報告させていただきます。まず、種類①Hib、種類②小児肺炎球菌、種類③4種混合ワクチンといった、乳児を対象としたワクチンについて、接種件数については、概ね98%前後で推移しています。

次に、種類⑧麻しん風しんワクチンについては、減少傾向にあります。特に、2期については例年の接種率と比較しても、低い水準となりました。しかしながら、太枠点線囲いの部分ですが、川崎市事業で定期終了後に1年無料期間を

設ける特例制度を利用した方を含めると、95%の接種率に到達します。

定期接種の対象年齢が令和4年度の方の接種率を算出するため、令和4年度の定期合計に、令和5年度の任意合計を加算した数を分子、分母となる対象者数は令和4年度の1歳、及び小学校入学前としています。

次に、種類⑬HPVワクチンにつきましては、令和4年度から積極的勧奨が再開するとともに、接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種が開始したことから、以降、接種数が増加しました。

なお、HPVの接種件数については、定期接種対象者における接種数と、キャッチアップ接種対象者の接種数を再掲として掲載しております。

また、接種率につきましては、資料1では例年との比較として、令和5年3月末現在の12歳女子人口を基に作成したものを掲載しております。しかし、接種数はキャッチアップ接種も含めた全世代の接種数のため、母数の対象者と異なることから、対象者と接種数を合わせた接種率の考え方を基に作成しましたので、差し替えいただきました16ページA4横の参考資料を御覧ください。

こちらは前々回の予防接種運営委員会にて御提案いただきました「HPVワクチン・全学年累積接種数」の資料でございます。

資料の縦列は、令和5年度のHPV定期予防接種の対象年度である平成23年度から平成20年度までと、キャッチアップ世代である平成18年度から平成9年度までの合計15世代を並べたものです。

横列は、左から、今まで本市が実施した接種者の累計と、該当学年の令和6年6月時点における市内女性人口、以上2つを基に算出した接種率、そして令和2年度から5年度において、各世代に対して実施済又は実施予定の勧奨通知発送の有無を記載しております。なお、令和6年度の勧奨通知はキャッチアップ世代には4月に、定期接種対象者には6月に発送しておりますので、参考に記載しました。

こちらは現在の市内女性人口を分母としているため、かつて本市が予防接種を実施した方でも、途中で転出している場合は、接種者数にカウントされません。

また、途中で転入されてきた方で、転入前に接種済の方は、市内女性人口にはカウントされますが、本市では接種記録を持ち合わせていないため、接種者数にはカウントされておられません。以上の点を御考慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、前回委員会で御提案いただきました、大阪大学の上田先生から上げられている年齢別の累計初回接種率の算出を試みましたが、この算出方法は、1994年～2000年生まれの方に関わる、HPVワクチン接種が定期化する直前の、

2011年～2013年頃の接種緊急促進事業利用者が特に大きな割合を示すと想定され、当時の接種緊急促進事業利用者を含み、川崎市は2014年度以前の接種記録については、電子化前かつ紙文書保存年限により接種者の生年月日が確認できないことから、資料配布に至ることができませんでした。
報告は以上でございます。

委員長 御質問、御追加はございますか。
キャッチアップ事業、とにかく9月までが勝負、しっかりと3回打つためにも9月までにスタートをしなければいけないということで、先生方も身近な先生方へ是非アナウンスしていただければと思います。

事務局 続きまして、特例臨時接種の実績報告をさせていただきます。
資料1、17ページを御覧ください。
令和3年度から始まりました新型コロナワクチンの特例臨時接種は本年3月で終了いたしました。御協力いただいた医療機関の皆様、誠にありがとうございました。
特例臨時接種での通算接種回数は、資料の「新型コロナワクチンの接種状況について」「全対象者の接種回数」の表の右端の合計の列の7行目、合計の行に記載されているとおり、4,825,038回の接種を実施したところです。
このうち、令和5年秋開始接種における追加接種の状況につきましては、同ページ下段「令和5年秋開始接種の接種状況について」の「12歳以上追加接種回数・初回接種完了者の接種率」の表、中央に記載がございましたけれども、65歳以上の方に165,211回の接種を実施し、その下の円グラフにありますように、初回接種完了者の接種率は57.96%。続いて、そちらの左の円グラフに記載がありますように、12歳以上の方全体での接種率は23.92%となっております。
次のページを御覧ください。「小児・乳幼児追加接種回数・初回接種完了者の接種率」について記載しておりますが、そちらの円グラフにありますように5歳以上11歳以下の小児の初回接種完了者に対する追加接種の接種率は左の円グラフ記載の通り14.19%。乳幼児は右の円グラフ記載の通り42.04%となっております。報告は以上でございます。

委員長 数字を見ると意外と打たれてなかったのか、いずれにしても市民の皆さんにしてみればワクチンはもうマンネリ化してしまったのかなという気もしないではないです。
重症化例がだいぶ減ってきているのかなというところから、変な安心感、そし

でもうあまり騒ぐのをやめましょうという風潮があるのか、マスクも逆にしていると、なんで今更マスクしているのだという声も聞かれないわけでもないと思います。

ただ、また増えてきている中で改めてマスクの重要性、ワクチンの必要性を訴えていきたいと思います。

イ 定期用ワクチン在庫管理報告

委員長 定期予防接種用のワクチンの在庫管理報告について事務局の方から御説明のほどよろしく願いいたします。

事務局 それでは 19 ページを御覧ください。「定期用ワクチン在庫管理報告書集計結果」について御説明いたします。

定期用ワクチン管理報告書については、個別協力医療機関に毎月提出をお願いしており、令和5年度の期間において、ワクチン管理報告書が未提出の医療機関数を区ごとに月別でまとめた資料となります。全体の傾向といたしまして、令和4年度と比較して未提出割合が改善しており、累計として、令和4年度の未提出割合 13.3%に対し、令和5年度の未提出割合が 8.4%と減少いたしました。

続いて、20 ページを御覧ください。提出漏れの改善を図るため、提出状況をまとめた資料となります。

円グラフは、全医療機関 322 件における、令和5年度の管理報告書の提出状況を表しており、毎月ワクチン管理報告書の提出をいただいた医療機関が 218 件、一度でもワクチン管理報告書の提出があった医療機関が 104 件となり、一度も報告が無かった医療機関は 0 件となりました。

前回委員会で報告を行った未提出医療機関におきましても、医師会様を通じて通知を行ったことで、提出状況の改善が図られました。

引き続き、定期用ワクチンの主旨を御理解いただき、毎月の提出率の向上を図ってまいります。

報告は以上でございます。

委員長 御意見、御追加はございますか。

とにかく本当に在庫管理はしっかりしていただきたい。行政としても、打ってもらうことを前提に渡しているわけですから、報告が上がってこない医療機関は渡さなきゃいいというのが本当のところだと思います。

ある程度接種率の問題もあるでしょうけど、協力医療機関というところまでこまで譲歩をするのかは難しいところだと思います。

ウ 予防接種後副反応疑い報告（定期、臨時） 非公開

議事（2）「コッホ現象事例の報告」 非公開

議事（3）「予防接種による間違い報告について（定期、臨時）」 非公開

議事（4）「骨髄移植等の治療に伴う定期予防接種の再接種について」 非公開

議事（5）「令和6年（2024年）度予防接種事業について」

ア 麻しんに関する接種勧奨

委員長 議事の（5）令和6年（2024年）年度の予防接種事業について、事務局の方よりよろしく願いいたします。

事務局 はい資料を御覧いただきます前に、一旦資料1にお戻りいただきまして一番最初の大きいA3の資料ですけれどもこの左側に接種の種類書いておりますが、真ん中あたり⑧麻しん風しんというのがございまして、上段が1期、下段が2期になっておりますが、この右側ずっと行っていただきますと、令和5年度接種率がございまして、2期は92.2%が令和5年度の接種率でございました。

麻しんについては、95%以上接種率を目指すというのが国から示されておりますので、ちょっと接種率が低いのかな、というのを事務局として課題として考えて実施した取組について、他資料を36ページで御説明させていただきます。

まず麻しんについてですけれども、MRというふうにさせていただきますが、MRの2期の未接種につきましてまず、この2期については現在平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれの子が、先ほどのMR2期の対象年齢、令和5年度の2期の対象年齢の子でした。この子たちは定期接種期間中で、年齢的には年長さんの年度に当たる子になります。例年ですけれども、年長さんの年度の1月に接種勧奨をさせていただいております。というのと、そこで接種を逃した子たち、小学校に上がってしまった子たちなんですけれども、2番になりまして任意接種の形になりますけれども、MR2期任意接種ということで、小学校1年生の1年度だけですが、MR2期の接種率の向上目的に市の独自事業として任意接種の無料制度を行っております、こういう制度がありますよ、というのを今回、7月17日になりますが、未接種と思われる方々にダイレクトメールではがきをお送りいたしました。はがきについてはそこ

にイメージ図として貼っているものになりまして、こういったものを人数としましては 1,200 名にお送りしたものでございます。これを踏まえまして、MR2 期、定期としては数値目標を達成できなかったんですけれども、リカバリーする方法として実施したのになります。
御報告は以上でございます。

委員長 麻しんに関する接種、ここに任意接種を 1 年間補った結果、92.2 から 95.5 に上がったと捉えてよろしいですか。

事務局 2 期について 95.5 と書かせていただいているのは、令和 4 年度に定期の対象だった子に、小学校 1 年生でその後打った子を足したのが 95.5 だったので、今回もこれを超えるといいなという感じでやらせていただきました。

委員長 この制度が始まったのは令和 4 年度からですか。

事務局 制度は前から実施しているんですけれども、今までこの任意接種の率と定期接種の率を足し上げて集計していなかったので、今回は初めてですが足した数字を載せてみました。

イ HPV ワクチンに関する個別通知

委員長 HPV ワクチンに関する個別通知、よろしくをお願いします。

事務局 続きまして、37 ページ資料 6 を御覧ください。HPV ワクチンに関する個別通知について御報告いたします。

通常の定期接種対象者への個別通知におきましては、標準的な接種年齢に該当する中学 1 年生相当及び定期接種対象期間が最終年となる高校 1 年生相当のうち、接種が完了していない方を対象に、6 月 27 日に個別通知を行いました。

予診票につきましては、令和 5 年度に対象者となる全世代へ発送していることから、既にお手元に予診票がある場合が多く、必要数を超えた予診票を送付することを避ける必要があること、また、9 価ワクチンは接種開始年齢によって推奨される接種回数が異なり、希望するワクチンや年齢層によって必要となる接種回数が異なることから、予診票送付は 1 枚のみとしております。

また、キャッチアップ世代に対しては、今年度がキャッチアップ制度最終年となることから、発送時期を例年より前倒し、4 月 12 日に個別通知を行いました。

令和5年度と比較して発送件数が増加しておりますのは、前年度から1世代増えたこと、前回発送以降に転入してきた対象年齢の女性が一定数いることが要因となります。

予診票につきましては、これまでに予診票の配布を全年齢に行っていること、また、転出入が多い世代であり、対象者の接種情報の把握が困難なことから、原則的に医療機関備え付けの予診票を使用するとして、予診票の同封は行っておりません。

また、キャッチアップ接種に関する広報につきましては、最終年度であることを踏まえまして、8月号市政だより、川崎市X（エックス）アカウントでの投稿等での広報を行います。

報告は以上でございます。

委員長 キャッチアップは大学生などの場合に、大学の間だけ住民票は実家に置いてあるけれども、こちらに長い間住んでいますというような人たちが、住所を書いてもらったときに、こちらの住所になっていたりすると、先ほどの対象外の原因になり易いのですが、この辺も是非注意を促していただければと思います。

はい、大橋先生どうぞ。

大橋委員 今、多摩区でもキャッチアップをどこの医療機関がやっているか、もう一回区の医師会で周知しようという動きもあるのですが、多摩区の行政の、多摩区の区報みたいなのに載せるにはもう9月は間に合わないよねという話になっていて、できる方向を今考えているところですが、先ほどおっしゃった広報は、何月ぐらいにされるのか教えてもらっていいですか。

事務局 市政だよりは、8月1日号での広報ということで予定をしております。また、X（エックス）ですとか SNS を活用したというところについては、調整をしているような状況になりまして、8月中ごろを予定しているところです。

大橋委員 多摩区でも先ほどお話しいただいたように、学生さんというのは、9月はどうしても夏休みでいないだろうと。また、たまたま残っている子に何とかと言っても、住所がない場合の扱い方が難しいよねというのが返ってきました。

委員長 これもあくまで償還払いですよ。川崎市民以外である場合、しっかりと窓口の精算をしておかないと、後を追っかけて行くとというのは難しいと思うので、これも是非アナウンスしていただきたいと思います。

はい、片岡先生。

片岡委員 今年度に関しては、対象の予診票を発送するのが中学 1 年生と高校 1 年生ということになっているのですが、前年度には小学 6 年生から高校 1 年生ということになりますので、今年度に小学 6 年生になるお子さんについては勧奨の通知は行かないということですか。

事務局 はい、勧奨の通知を行う想定はありません。

片岡委員 標準的な接種年齢というのがあるかと思いますが、6 年生からできますので、やはり 6 年生に新しくなった人に通知するというのは原則必要ではないかと思いますが、いかがでしょう。

事務局 検討いたします。

片岡委員 今年度はもう間に合わないということですか。

事務局 今年度の個別通知は 6 月に終えているので、やるとすれば追加でということになります。

片岡委員 とにかく 6 年生になったら考えましよう、いろいろキャンペーン等もしておりますので、予診票が届くという事実でおいでいただき、実際、令和 5 年度に予診票を届けられた 6 年生のお子さんは予診票が来たのでということで受けていただけるケースが多くありますので、そうしていただくのが妥当かと思えます。

また、今日は教育委員会の委員の方がおいでになっていないので、ちょっと残念ですけれども、HPV ワクチンの勧奨に関して、学校という場が非常に大事になってくると思うのですが、学校の養護の担当の教諭の方々を対象に、HPV 子宮頸癌と HPV の関連とワクチンとかの十分な知識を持っていただけるように学校に働きかけるようなシステムというか、機会が作られればいいのかなど考えておまして、教育委員会の方と予防接種の担当の方と連絡を取っていただいて機会ができないかということ。

あと医師会から言うと、学校医部会の方にお問い合わせすることになると思いますが、そういう議論といたしますか、それを考えていくことが、キャッチアップとは関係なく、今後もずっと続いていくことですので、教育といたしますか、啓発が必要ではないかなと考えています。

- 事務局 片岡先生から御指摘いただきました学校との協議のお話は、実は3年前から市議会議員からの要請を受けておりまして、教育委員会とも協議をさせていただいた経過が残っております。
- 残念ながら、学校教育の中で予防接種を推進するということについては、教育委員会側からは、HPVワクチンに反対する考えをお持ちの父母がいらっしゃるとか、様々な要因からお断りをいただいている経過が残っています。
- 実際には、協力体制を維持していく話になっておりまして、ワクチンを打って副反応が出たとか、そういった情報が教育委員会側に入った場合には情報を共有していただくとか、ワクチン接種について新しい動きがあった場合には、予防接種担当から教育委員会に情報提供させていただくような連携体制はできておりますが、学校教育の中での普及啓発というあたりは、実現しなかった経過が残っております。
- 片岡委員 ワクチンを推進するというのではなくて、子宮頸がんがどんな病気であるのか、予防できるものを予防できるという知識を知っていただくということであって、啓発というか推進するというようなことで押し付けるわけではなく、知ってほしいということですよ。
- 必ずしも反対と言われても材料を出さないと分からないわけですから、そういうことを認識していただくためには必要ではないかなと思っております。
- 事務局 かしこまりました。
- 行政としましては、接種勧奨の個別通知などにおいて、子宮頸がんの資料ですとか、ワクチン副反応を含めた詳しい資料を送付するように考えてまいります。
- 委員長 打つ、打たないは最終的には個人の判断かもしれませんが、健康福祉局としては接種勧奨をしているわけですから、郵送に対して激しくクレームが来るのでしょうか。
- 事務局 HPV ワクチンのキャッチアップ接種ということで、今回8万通の通知を差し上げておりますので複数のクレームが入っております。
- 委員長 教育委員会の方としては、反対の意見があるから、学校教育の現場としては接種勧奨をしませんと言っていること自体が全くナンセンスな気がしてしょうがないのですが。

はい、勝田先生。

勝田委員 10年ほど前に川崎市の教育委員会に予防接種、まさにHPVの話に関して養護教諭の先生の御意見を伺いたいと私も依頼したことがあって、その時はお断りいただきました。

それから時代も変わってきて、実は他の都道府縣市町村で、既に学校教育でHPVワクチンの説明をするというのは結構やられ始めていて、公的な報告もこれから上がってくると思います。

3年前に断られているというのは、段々ここ1・2年でかなり変わってきていることも結構ありますし、自治体さんですと自分が日本で最初にやるのは結構難しいですが、他に事例があると結構そのノウハウを元にやってくださるところも多いと思うので、3年前にお断りいただいてもしつこく定期的にどうですかと言うと、場合によっては、お話を聞いていただけることもあるのかなと。

何もしないということと、何かすることはそれぞれメリット・デメリットがありまして、確かに教育の場は何もしないのが、触らぬ神に祟りなし的な要因が若干あるのかなと思いますが、そうしていると川崎市だけ子宮頸がんが多い地域になる可能性があるわけですから、継続的にしつこく相談していただくのがいいのかなと思っております。

事務局 私どもは行政の予防接種担当でございますので、普及啓発も本来業務として、9月になる前に市内の大学にHPVワクチン「キャッチアップ接種」啓発ポスターの掲示をお願いするなどの活動を行っております。本年6月にも市議会議員からの要請を受けまして、教育委員会と学校現場でのHPVワクチン普及啓発について協議をさせていただきましたが、進展は無かったところでございます。

委員長 川崎市自体が完全にダブルスタンダードになっていて、教育の現場と健康福祉局のスタンスとやっていることが違っているというか、行政として川崎市としてのスタンスというのを明白にいただければなと思います。

はい、関口先生。

関口委員 キャッチアップの世代に対する個別通知ですが、母子手帳をなくしている方もいらっしゃる。記憶が曖昧な方もいらっしゃる。そういう世代の方に医療機関備えの予診票を用いること。これがそもそも重複接種の原因になり得ますので、僕はできれば行政の発行する予診票を持って受診することが一義では

ないかなと思います。

委員長 一つ課題として、また定期的にこういったお話もさせていただくことがあるので、よろしく願いいたします。

ウ 風しん5期に関する個別通知

委員長 では次に風しん第5期に関する個別通知について。

事務局 続きまして、38ページ資料7を御覧ください。風しんの追加的対策に係る令和6年度の対応について御説明いたします。

始めに、過去の発送状況といたしましては、令和元年から毎年度、対象者の方に向けて、抗体検査及び予防接種を行うために必要な、クーポン券の一斉発送を行っておりましたが、令和5年度につきましては、これまでに送付しているクーポン券の有効期限を延長して使用できることを案内のうえ、発送物にはクーポン券は含めない運用として、令和5年11月に166,750人に対して勧奨を行っております。

次に、接種状況につきましては、表のとおりとなっております。令和5年度における抗体検査数・予防接種件数はともに減少傾向となっている状況でございます。

最後に、令和6年度における一斉発送についてですが、今年度が風しん追加的対策事業最終年度であることも踏まえ、発送物につきましては、クーポン券を封入物に含めるものとし、厚生労働省作成のチラシ等も活用した案内を新たに作成し、封入物として同封することを予定しております。また、発送時期につきましては、令和6年9月を予定しております。

報告は以上でございます。

委員長 はい、多屋先生。

多屋委員 風しん第5期の対象年齢の日付が違っているようで、昭和54年の4月1日生まれの方までかなと思います。4月2日は入っていないと思います。

それから、私も近隣のところをお願いしているのですが、なかなか受診率が上がらないので、まさしく働いている男性の方への対象ということで、商工会議所をお願いをしたら好意的に受け止めてくださいますして、いろんな広報に入れてくださり、健康診断のときにお知らせしてあげましょうかと言ってくさっているところがいくつかありますが、川崎市の商工会議所様はそういうようなお願いは可能なのでしょうか、というのが2点。

最後3つ目ですけれども、厚生労働省に確認しましたところ、クーポン券を使えるのが原則2月28日までだと言われているのですが、集合契約を結んでいる期間からですね。なので、クーポン券を持って、もし3月に最後だからと来てしまわれた場合はどのようになるのでしょうかという、3つにつきまして、よろしくお願いいたします。

事務局 はい、最初の件につきましては申し訳ありません、昭和54年4月1日生まれの方ということで訂正させていただければと思います。

商工会議所との連携については、調整が必要になりますので、連携できるかどうかについては確認いたします。

またクーポン券の使用についてですが、国の方からも基本2月末までという案内になっておりますので、川崎市としても9月に発送する案内につきましては、原則2月末までということの案内を載せております。

それを踏まえてですね、3月にもし使用したいという場合については、こちらについてはまだ運用上を対応しておりませんので、そこについては改めて3月に風しん事業を行いたい場合の対応については、今後検討していきたいと思っております。

委員長 最終年度というのは基本的には3月末まで。ただ、クーポンが2月末までになっているということですか。この1ヶ月は何か意味があるのでしょうか。

事務局 明確に示されていないところでございまして、3月に使用できないものなのか、確認いたします。

委員長 制度上は3月末までで、クーポン券の期限が切れると公費の対象、助成の対象にはならないのですか。クーポン券がなければできませんでしたか。

事務局 クーポン券を使用するという事になっております。

多屋委員 確認しましたところ、集合契約を結んでおられるそうで、その集合契約の期限が2月28日と、先日、厚労省に確認しましたが、抗体検査だけ受けておいて、3月に予防接種、多分最後の1ヶ月は駆け込みがいつも多いので、そこがダメと言われると困ったなと思って、何か対策はありますかということでお伺いしましたが、集合契約を結んでいない場合にどうなるのかなと思った次第です。

委員長 追加等がございますか。いずれにせよ川崎市としては 2 月末までに検査及び接種ということでよろしいでしょうか。

事務局 原則は 2 月末として案内してまいります。

エ 新型コロナワクチンの定期接種

委員長 新型コロナワクチンの定期接種について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、39 ページを御覧ください。

新型コロナワクチンの定期接種について、資料 8 により御説明させていただきます。

本年 3 月まで特例臨時接種として接種が実施されていた新型コロナワクチンですが、今年度から定期接種 B 類に位置付けられました。国から制度の概要が示されていますが、対象ワクチンの情報が出そろってない等、未定の部分もあり、現時点でお示しできる箇所を資料として作成しております。新型コロナワクチン予防接種実施要領につきましては今後作成予定となっております。

資料項番 1、接種対象者につきましては、接種日に 65 歳以上の方、接種日に 60 歳から 64 歳で、一定の疾患のある障害 1 級程度の方となっております。こちらは現行の高齢者インフルエンザ予防接種と同様となっております。

資料項番 2、接種期間につきましては、厚生労働省からは令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間で各自治体が設定する期間と示されております。本市においては 10 月 1 日からの開始を予定しており、終了日は 1 月 31 日を想定しておりますが、現在のところ調整中でございます。

資料項番 3、接種ワクチンについてですが、厚生労働省の審議会にて、使用するワクチンの抗原組成について、資料記載のとおり取りまとめられております。ワクチンのメーカーについては資料記載の 5 社が想定されていますが、現在のところ定期予防接種で使用するワクチンの価格等の詳細は未定となっております。また、ワクチンの調達方法については、インフルエンザワクチンと同様に、医療機関で個別に直接調達していただくことを予定しております。

資料項番 4、自己負担額等については、使用するワクチンの価格などの情報が不足しており、現在のところ未定となっております。なお、接種委託料については現行の定期接種と同様に、手技料にワクチン代相当額を加えたものとするを予定しております。

また、高齢者インフルエンザ予防接種などと同様に、生活保護受給者や市県民税非課税世帯の方等については、自己負担は免除とする予定です。

資料項番 5、接種医療機関についてですが、インフルエンザと同様に医師会未

加入の医療機関、市民入院中の市外施設での接種も実施することとしております。こちらについては後ほどインフルエンザと合わせて御審議いただく予定としております。

資料項番6、広報についてですが、8月初旬に65歳以上の市民に介護保険納入通知書を発送しますので、こちらにチラシを同封し周知を図ります。御協力いただける医療機関に向けてのチラシ等は、9月ごろになるかと思いますが、各種資料を配布いたします。また市政だよりについては、10月号への掲載を行う予定でございます。

参考資料としまして、予診票の案を42ページの方に添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

委員長 隣の横浜さんとか県内の会長会の人、各自治体はだいたい金額が出てアナウンスしているのですが、いつまで公表しないのか、その意味がもしあれば。

事務局 ありがとうございます。
今、おそらく対外的にまだ公表しているところ、自治体というのはまだないのかなと思っております。いろいろな場面で内々でといいますか、いろいろ情報を共有していく過程の中で、およそこのぐらいなのかなというところは今まさに話し合いをしているところでございますけれども、まだ、おそらくその自己負担額をいくらとするというようなところを、少なくとも川崎周辺の、神奈川県内ではまだ公表しているところはないというふうに考えております。
時期につきましては、なるべく早くというふうには考えております。
やはり、周知に必要な情報でございますので、なるべく早く確定をしてお知らせして参りたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 横浜の住民の方は、3,000円程度公表されてましたよ。

事務局 だいたい3,000円程度を想定していますというような、ホームページでは出ておりますけれども、まだ確定情報としては出していないというところです。

委員長 このチラシの中に、先ほど来の住所、重複、これは個人負担になりますよ、というのをどこかに是非。もう刷ってあるのかもしれませんが、織り込んでいただきたいとは思いますが。御本人がうっかりというのもあるし、その場合には請求がいきますので御理解くださいねと。
御承知おきください、くらいはしっかりと入れておいていただければ。よろし

くお願いいたします。

オ 医師会未加入医療機関との契約（インフル・コロナ）

委員長 医師会の未加入医療機関との契約について、事務局から御説明をよろしく
お願いいたします。

事務局 はい、それでは43ページの資料9を御覧ください。
高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の医師会未加入医療機
関との委託契約について御説明させていただきます。
定期予防接種は原則、医師会加入医療機関に協力を依頼することとしており
ますが、高齢者インフルエンザ及び新型コロナワクチンに関しては、接種対象
者が多く、また施設内入所者への配慮が必要なこと等から、市内の医師会未加
入医療機関及び市民が入院している市外の医療機関等にも協力をいただくこ
ととしております。
本日の委員会に先立って協力申し出がありました医療機関等からの申請書類
について本委員会の委員を代表し、原田委員及び野田委員、また本市職員の医
師、計3名に、審査していただきました。
審査の結果としまして、43ページがインフルエンザ、45ページが新型コロナ
の医師会未加入医療機関一覧となっております。高齢者インフルエンザは
市内73、市外9件の82機関、新型コロナウイルス感染症は市内59機関、市
外4機関の計63機関でございます。
なお新規参入の医療機関に関しましては、市が開催する説明会の参加を必須
条件としており、新型コロナワクチンは定期化初年度ですので、一覧記載のす
べての医療機関に参加していただくこととなります。
説明は以上でございます。

委員長 高齢者のインフルエンザ、そして新型コロナ、これも対象となるわけでよろし
いでしょうか。その2種類に限ってということであります。
まん延防止という意味では仕方のないことかなとは思いますが、独禁法に引
っかかってしまうので、御理解をいただければと思います。
いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
研修というか、サポートをしっかりとさせていただきたいと思えます。

カ 小児肺炎球菌ワクチンについて

委員長 カ 小児肺炎球菌ワクチンについて、よろしく申し上げます。

事務局

資料は 50 ページの資料 10 でございます。

こちらの資料は本年の 7 月 18 日に開催された厚労省の会議において、会議の資料の抜粋でございます。内容として令和 6 年の 10 月から小児肺炎球菌の 20 価のワクチンが定期接種に位置付けられる方向であることが示されたものです。

資料抜粋したもののうち、おめくりいただきまして 51 ページの下の方にある表がプレベナー 20 価の方が左と、右側に 15 価バクニューバンスの比較をした表が載っております。

ここから概ね用法などは変わらないのかなと思っているところと、あと隣のページ、52 ページになりますが、こちらについては用法などとなりまして、上から 2 つ目の枠に接種間隔、方法（省令）などと記載がございますがその下のところに 15 価と同様に定める、というふうに書いておりますとおり、15 価と使い方などは概ね変わらないことが予定されていることがわかります。

これらを含めまして、現状では私ども自治体に対しても、案の状態で示されているものになりますので、先に情報として共有しておきたかったのですが、この場で資料としてお出ししているものなんですけれども、まだ確定情報ではないということについて御留意いただけるとと思います。

国の予定しているとおり 10 月からということになりますと、時間がかかり短い。準備期間が短い中での対応になりますので、今後については国の動向を注視して情報が入り次第、迅速に医療機関さんにも共有させていただいて 10 月を迎えられればと思っておりますので、この点御協力いただけると幸いです。

小児肺炎球菌については、以上でございます。

委員長

何かございますか。

小児の肺炎球菌ワクチンはこうですが、なぜ成人・高齢者の肺炎球菌ワクチンはニューモバックスだけでずっとくるのか。これは後ほど岡部先生にもお聞きしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

岡部委員

高齢者に対するのは日本国内においての知見が十分されていないということですが、感染症学会だとかそこは高齢者に対する任意の 20 価を入れて推奨はしていると思います。公費の対象という議論は私が入っていないのでわからないですが、行われていないと思います。

議事（6）その他

委員長

「その他」でございます。事務局から何かございますか。

事務局 はい、事務局からは特にありません。

委員長 それではこの後、岡部委員から最新の情報提供に進みますけれども、午後の診療のため御予定のある先生もいらっしゃると思います。支障のない範囲で御聴講いただければと思います。

それでは岡部先生どうぞよろしくお願いたします。

議事（7）最新の情報提供（川崎市健康安全研究所 参与 岡部委員）

岡部委員 （省略）

6 閉 会

事務局 はい、岡野委員長、議長を務めていただきありがとうございました。皆様、長時間にわたる御審議ありがとうございました。これをもちまして令和6年度第1回川崎市予防接種運営委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。